

## 最新知見の周知方法について(見直し案)

令和4年11月24日

技術基盤課

最新知見のスクリーニング情報のうちガイド等に関連し庁内外の関係者(審査官、事業者)に周知する方法について検討した。

技術基盤 G は、自ら安全研究を実施するとともに、ジャーナルや会議で発表された論文や概要、諸外国の規制動向、学会等による公表等、原子炉施設等の安全性に係わる最新の科学的・技術的知見<sup>(注1)</sup>を収集している。これらの最新知見に対しては、スクリーニングを実施し、安全上の重要度、緊急性、信頼性が高いものと判断されるものについては、技術情報検討会に「要対応技術情報(案)」(注2)として提示し、庁内での共有を図るとともに、規制に反映させる必要性の有無、事業者らへの周知の要否等について議論する。

要対応技術情報のうち、事業者らに周知する必要があると判断されるものについて、周知方法について以下のように整理した。なお、庁内関係者には、技術情報検討会により周知可能と考えるが、関連部門との連携を密にして情報を共有する。

- ① 基本的に、技術情報検討会での結果について原子力エネルギー協議会(ATENA)との定例面談等において事業者らに周知するよう伝達する。事業者等との意見交換を行う必要が生じた場合には別途公開会合を開催する。
- ② 背景、経緯、規制との関連や重要性に関する解説、他の関連知見も考慮した考察等を加えて周知する場合には、NRA ノート<sup>(注3)</sup>などの研究報告書を作成して周知する。
- ③ 研究の到達度や信頼性(複数の手法をとりまとめ総合的に評価されたか、基礎知見に基づく実用的知見・手法か、一般性や妥当性が確認された実験データか、当該分野で広くコンセンサスが得られた知見か等の観点)を考慮した上で、事業者において考慮の対象となり得る知見と判断される場合は、被規制者向け情報通知文書 NRA Information Notice(注4)での発出も検討する。

以上

(注1)

検討対象とする情報は、A. 諸外国の規制基準等、B. 安全研究等(外部会合等の情報、安全研究で明らかになった情報、国内外の研究開発情報)、C. 国際基準等(国際原子力機関安全基準等の策定又は改定情報、経済協力開発機構／原子力機関／原子力施設安全委員会等の規制活動に係る情報)、D. 学会等の情報(原子力関連学会での情報、外部事象(地震、津波、火山等)を含めた幅広い学会情報)、E. その他である。

(注2)

技術基盤 G が行う 2 次スクリーニングにおいて、対応の方向性が i) 直ちに原子力規制部等関係部署に連絡・調整し、原子力規制庁幹部に報告する。 ii) 対応方針を検討し、技術情報検討会へ諮問する。 iii) 技術情報検討会に情報提供・共有する。 と整理された情報

(注3)

NRA 技術報告は、職員が行った研究又は委託及び請負契約により行った研究において得られた技術的基礎・実験データ等を基に、解析、考察、評価等を行い、規制への活用の観点から取りまとめた文書である。NRA 技術ノートは、職員が行った又は委託及び請負契約により行った研究若しくは調査により得られたデータや情報を取りまとめたものであり、NRA 技術報告書とともに、規制基準・解釈及び各種ガイド類並びに審査及び検査における判断の参考又は安全研究の参考となり得る報告書である。

(注4)

被規制者に対して作為又は不作為を求めるものではなく、規制上関係する被規制者等に周知する必要があると判断する情報について、速報的に発出する被規制者向け情報通知文書